

「東福間地区污水管渠改築工事（21工区）」

（令和7年5月27日公告）に

係る入札説明書

福 津 市

「東福間地区污水管渠改築工事（21 工区）」に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和 7 年 5 月 27 日（火）

2 工事内容等

- | | | | |
|------------|-----------------------------------|------------|------------|
| (1) 工事名 | 東福間地区污水管渠改築工事（21 工区） | | |
| (2) 工事場所 | 福津市 東福間 地内 | | |
| (3) 工事概要 | 管更生工法 φ250mm | 工事長 | L= 104.23m |
| | | 管更生工法（耐震化） | L= 100.63m |
| | | 管きよ接続部耐震化工 | N= 8.0 箇所 |
| (4) 工期 | 契約締結の翌日から 160 日間 | | |
| (5) 予定価格 | 15,715,000 円（消費税及び地方消費税相当額は含まない。） | | |
| (6) 最低制限価格 | 14,091,000 円（消費税及び地方消費税相当額は含まない。） | | |

3 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定もしくは再生計画許可の決定が、参加申込期日以前になされているものを除く）
- (3) 税を滞納していない者であること。
- (4) 福津市指名停止措置要綱（平成 17 年福津市告示第 6 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団排除条項第 1 項各号に該当しないこと。
- (6) 本件工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本面若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - ア. 設計業務等の受注者とは、次に掲げる者である。

株式会社三水コンサルタント 西部支社
 - イ. 当該受注者と資本面若しくは人事面において関連があると認められる者とは、次のいずれかに該当する者である。
 - ① 当該受注者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者
 - ② 当該受注者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者
 - ③ 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (7) 本市の令和 6・7 年度一般（指名）競争入札参加資格審査登録名簿に、土木一式工事を第一希望業種として掲載されており、かつ管更生工事の登録がされている者であること。
- (8) 本市の令和 6・7 年度一般（指名）競争入札参加資格審査登録名簿に、福津市を本店として掲載されていること。
- (9) 次の要件を全て満たす、主任（または監理）技術者を配置することができる者であること。
 - ア. (一社)日本管路更生工法品質確保協会認定の下水道管路更生管理技士資格者証を保有している。
 - イ. (公財)日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けている更生工法のうち、自立管の反転工法また

は形成工法の技術研修を修了（合格）している。

- ウ. 入札参加資格申請時点で、上記の更生工法の研修有効期間内であることが確認できる。
- エ. 入札参加資格申請時点で、3箇月以上の直接的な継続雇用関係を有する。

4 一般競争入札の参加申込件数の制限

一般競争入札の参加申込みについては、以下のとおりとする。

- ア 管更生工事に参加申込みできる件数は、入札参加資格を有する工事件数とする。
- イ 管更生工事の契約件数は、同一年度内で1件を上限とする。
- ウ 管更生工事を本市と契約している者、または当該工事を落札し契約予定者となった者は、以降の当該年度における管更生工事の入札には参加できない。

5 設計図面及び仕様書の配布

- (1) 入札関連書類（設計図面・仕様書・申請書・質問書等）は、福津市公式ホームページからダウンロードすること。なお、仕様書等を本業務の設計以外の利用に供してはならない。
- (2) 現場説明会は行わない。
- (3) 入札に参加しようとする者は、仕様書等の内容を熟知した上で入札参加資格確認申請を行わなければならない。

6 入札参加資格確認申請

- (1) 本競争入札の参加希望者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い競争入札参加資格確認申請書【様式第1号】（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、市長から入札参加資格審査結果の通知を受けなければならない。
- (2) 申請書は、競争入札参加資格確認申請書【様式第1号】により作成すること。
- (3) 資料は、次に従って漏れのないよう添付すること。
 - ア 入札参加資格のうち、配置予定技術者に係る資格があることを判断できる技術者の資格等を、主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書【様式第2号】に記載し、当該技術者が配置できなくなったときは、入札を辞退すること。なお、配置予定技術者は複数の技術者による申請も可とするが、主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書【様式第2号】は技術者ごとに作成すること。
 - イ 配置予定技術者の、法令による免許や資格者証等の写しを添付すること。
 - ・主任（監理）技術者として配置可能な資格を有することを証明する書類の写し
 - ・監理技術者を配置する場合、監理技術者資格者証の写し（表裏両面）
 - ・下水道管路更生管理技士資格者証の写し（表裏および内面）
 - ・申請者との間に3箇月以上の継続雇用関係があることを確認できる書類の写し
 - ・当該工事で施工を予定している工法の施工実績がある場合、実績を確認できる書類の写し
 - ウ 建設業許可通知書の写し
建設業法第3条の規定に基づく、許可通知書（土木工事業）の写しを提出すること。
 - エ 経営事項審査結果通知書の写し
建設業法第27条の23の規定に基づく、最新の経営規模等評価結果通知書（総合評定値）の写しを提出すること。
 - オ 税の滞納がないことが確認できる証明書の写し

入札参加資格申請日以前 3 箇月以内に発行されたものであること。国税については様式その 3 の 3 とする。

本市との契約締結等の権限を支店等に委任している場合、都道府県税と市町村税については、支店等所在地の都道府県、及び市町村の発行機関で取得した証明書。

カ その他

- ・申請書及び資料の作成・提出に係る費用は、本競争入札参加希望者の負担とする。
- ・市長は提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ・提出された申請書及び資料は返却しない。
- ・提出期間終了後の申請書及び資料の差し替え・再提出は認めない。

(4) 申請書及び資料の提出は、次のとおり行うものとする。

ア. 提出先

福岡県福津市中央 1 丁目 1 番 1 号

福津市役所 総務部 総務課 契約検査係

イ. 受付期間

本件の公告日から令和 7 年 6 月 12 日 (木) 午後 3 時まで

ウ. 受付時間

市役所開庁日の、午前 10 時から午後 3 時 (正午から午後 1 時までを除く)

ただし、次の日時については入札事務を予定しているため、受付を行うことができない。

5 月 29 日 (木) 午前、6 月 3 日 (火) 午後、6 月 12 日 (木) 午前

エ. 提出方法

申請書及び資料の提出は、提出先へ直接持参することにより行うものとし、それ以外の方法によるものは受け付けない。

7 質問書等

(1) 仕様書等に関して質問がある者は、次のとおり質問書を提出することができる。

(2) 質問事項は、ホームページに掲載の「質問書」を使用し、提出期限までに提出先へ電子メールにて提出すること。なお、質問書を送信した際は、受信確認のため必ず電話連絡を行うこと。

ア. 提出先

福津市総務部総務課 契約検査係 (E-mail) keiyaku@city.fukutsu.lg.jp

イ. 提出期限

令和 7 年 6 月 12 日 (木) 午後 5 時 ※期限後に届いた質問書は受け付けない。

(3) 質問書への回答は、市ホームページに掲載する方法により随時回答を行う。

期限内に提出された質問書への最終回答は、令和 7 年 6 月 19 日 (木) 午後 5 時までに行う。

8 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格審査の結果については、令和 7 年 6 月 23 日 (月) までに「入札参加資格審査結果通知書【様式第 4 号】」により各申請者へ通知し、この通知書は入札時に写しの提出を必要とする。

電話等による参加資格審査結果の問い合わせや、通知書の再交付には一切応じない。

(2) 提出期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加することができない。なお、入札参加資格があると認められた者であっても、通知後に福津市から指名停止の措置を受ける等、入札参加資格がないと認められる場合は、当該入札参加資格確認結果を取り消す。

- (3) 入札参加資格がないと確認された者は、書面を提出して、その理由の説明を求めることができる。
- (4) 入札参加資格がないと確認された理由の説明を求める書面の様式は任意とし、受付は次のとおり行う。

なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア. 提出先

福岡県福津市中央1丁目1番1号

福津市役所 総務部 総務課 契約検査係

イ. 受付期間

入札参加資格がない旨の通知を受けた日から令和7年6月25日（水）まで

ウ. 受付時間

市役所開庁日の、午前10時から午後3時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

- (5) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対して書面で回答する。

9 入札方法等

- (1) 郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 入札書類は次のとおり準備すること。

ア. 入札書

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ. 工事費内訳書

入札書に記載する入札金額に合致した工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書への記載内容は、配布した設計書に示す費目、工種、施工名称、数量等に基づき、入札額の根拠とした金額等を明記すること。記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。

工事費内訳書の提出がない、又は工事費内訳書の記載の金額（消費税を加算する前の合計額）と入札書に記載された金額が一致していない場合の入札は無効となる。

ウ. 競争入札参加資格審査結果通知書【様式第4号】の写し

入札参加資格確認のために必要であるため、8（1）により送付を受けた通知書の写しを忘れずに持参すること。

- (3) 入札執行回数は1回とする。

10 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 申請書を提出した者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届」又はその旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札への指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

11 入札の場所、日時等

(1) 入札は次のとおり行う。

ア. 場所 福津市役所 本館2階 大会議室（福岡県福津市中央1丁目1番1号）

イ. 日時 令和7年6月26日（木）午前9時50分から

(2) 入札に参加する者は、8（1）の「入札参加資格審査結果通知書【様式第4号】」の写しを提出すること。なお、提出がない者は入札に参加できない。

12 入札保証金

入札保証金は納付を免除する。

13 契約保証金

契約の締結に際し、請負代金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号に該当する場合は契約保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

(2) 保険会社等と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、当該保険会社等がその証書を提出する場合。

14 開札

開札は、入札の場所において、入札後直ちに入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

15 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

(1) 入札公告に示した、入札に参加する者に必要な資格がない者、及び虚偽の競争入札参加資格確認申請を行った者のした入札。

(2) 入札説明書等において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札。

(3) 競争入札参加資格があることの確認をされた者であっても、通知後に本市から指名停止措置をされて入札時点において指名停止期間中である者等、入札公告に掲げる資格がない者のした入札。

(6) 入札書と内訳書の金額が一致していない入札。

(7) 入札書に記載されている日付が入札執行日と異なる、又は日付の記載がない入札。

(8) 入札書に金額の記載がない、又は金額が訂正してある入札。

(9) 本件入札について、2通以上の入札書を提出した入札。

(10) その他関係法令に違反した者のした入札、及び入札心得書で規定する入札無効条項に該当する場合。

16 落札者の決定

(1) 本件入札に係る予定価格と最低制限価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価格による入札があった場合は、くじで落札者を決定する。

17 支払の条件

(1) 前金払

各会計年度において出来高予定額の40%を上限とする。

(2) 中間前金払

各会計年度において出来高予定額の20%以内で、かつ前金払との合計額は、当該年度における出来高予定額の60%を上限とする。

(3) 部分払

各会計年度末における部分払を除き、中間前金払との併用はできない。また、契約金額が1億円以下で前金払の支払いを受けた場合は、部分払の支払いを受けることができない。

18 その他

(1) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、その他の関係法令を遵守すること。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、福津市指名停止措置要綱に基づき、指名停止措置を執ることがある。

(3) 落札者は、6(3)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(4) 書式サイズは、すべてA4判(JIS規格)とすること。

(5) 入札者が1者以下の場合は入札を中止する。

19 談合等があった場合の対応

(1) 入札妨害及び談合とみなされる行為は厳に慎むこと。そのような行為が明らかになった場合は、入札参加資格の取り消しを行うことがある。

(2) 入札執行前に談合等の情報があった場合、公正取引委員会へ通報するとともに、入札に参加しようとする者全員に対して事情聴取を行うことがある。談合等の事実があったと認められる場合、入札を延期し、又は取り止めることができるものとする。

(3) 落札者が決定し、契約締結前に談合等の情報があった場合、公正取引委員会へ通報するとともに、入札に参加した者全員に対して事情聴取を行い、当該落札者に談合等の事実があったと認められる場合は、落札者決定の取り消しを行うことができるものとする。

この場合において発注者は、当該落札者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(4) 契約締結(仮契約を含む)後に談合等の情報があった場合、公正取引委員会へ通報するとともに、入札に参加した者全員に対して事情聴取を行い、当該契約者に談合等の事実があったと認められる場合は、契約を解除できるものとする。

この場合において発注者は、契約の解除により当該契約者に損害があっても、その損害賠償の責めを一切負わないものとする。

20 問合わせ先

福岡県福津市中央1丁目1番1号

福津市役所 総務部 総務課 契約検査係

[電話] 0940-43-8196

[E-mail] keiyaku@city.fukutsu.lg.jp